2　国土交通大臣は、法附則第二百五十九条の四第一項の規定により自動車安全特別会計に所属する国有財産を一般会計に所管換又は所属替をしようとする場合においては、所管換又は所属替をする国有財産の範囲及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

3　国土交通大臣は、一般会計に所属する国有財産を自動車安全特別会計に所管換又は所属替をしようとする場合において、法附則第二百五十九条の四第二項第二号の規定により無償として整理しようとするときは、所管換又は所属替をする国有財産の範囲及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

4　法附則第二百五十九条の四第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　自動車安全特別会計に所属する国有財産を公共の使用に支障のない範囲内で海上保安庁の航空機による海難救助等の事務のために使用する場合

二　国土交通大臣が設置している飛行場で自衛隊の施設に隣接しているもの又は自衛隊が設置している飛行場にある自動車安全特別会計に所属する国有財産を、公共の使用に支障のない範囲内で自衛隊の航空機による業務のために使用する場合

三　前二号に掲げる場合のほか、国土交通大臣が財務大臣に協議して定める場合

5　各省各庁の長は、一般会計に所属する国有財産を自動車安全特別会計に使用させる場合において、法附則第二百五十九条の四第二項第四号の規定により無償として整理しようとするときは、使用させる国有財産の範囲及び期間その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

6　国土交通大臣は、自動車安全特別会計の空港整備勘定に所属する株式を一般会計に所管換をする場合において、法附則第二百五十九条の四第二項第五号の規定により無償として整理しようとするときは、所管換をする株式の数及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

（自動車安全特別会計の空港整備勘定の歳出の特例）

第八十九条の七　法附則第二百五十九条の五第二項に規定する政令で定める特別の性能を有するものは、九人以上の旅客を乗せることができる飛行機で、国土交通省令で定める気象その他の条件において、千五百メートル以下の長さの滑走路で離陸及び着陸をすることができるものとする。

（国有財産法施行令の一部改正）

第二条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第六条第二項第一号イ中「米管理勘定、麦管理勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第十一条第一号、第一号の二、第五号及び第九号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第十三条第一項中「、農地法の規定に基づいて貸し付け、又は売り払つたとき」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令の一部改正）

第三条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令（昭和二十五年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第五項から第七項まで、第四条の三及び第四条の四中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

（海岸法施行令の一部改正）

第五条　海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「附則第八項」を「附則第七項」に改める。

附則第九項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改める。

附則第十二項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に改める。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第六条　特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

（児童手当法施行令の一部改正）

第七条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「第百十一条第六項及び第百十三条第四項」を「第百十一条第五項及び第百十三条第三項」に改める。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第八条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二　治水事業（次に掲げる事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この号及び第五号イにおいて単に「災害復旧事業」という。）及び災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものを除く。）をいう。）

イ　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（ニに該当するものを除く。）

ロ　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業

ハ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

ニ　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業

第一条第一項第五号中「特別会計に関する法律第百九十八条第四項に規定する」を削り、「港湾整備事業」の下に「（次に掲げる事業をいう。）」を加え、「及び次に掲げる事業」を削り、同号イを次のように改める。

イ　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良の事業（災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う事業を除く。）及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであつて、国土交通大臣が施行するもの及び港湾管理者が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの

第一条第一項第五号中ニをヘとし、同号ハ中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削り、同号ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ　港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

ハ　港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正）

第九条　交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第十六条第二項」を「附則第十六条第二項第二号」に、「三月及び当該年度の四月から二月まで」を「二月から当該年度の一月まで」に改める。